

介護保険制度施行による国民健康保険事業の変更点

目 次		頁
1. 介護納付金について		
(1) 介護納付金の納付額	1
(2) 介護納付金の納期	1
2. 国保料（税）の算定について		
(1) 医療給付費分の保険料（税）について	2
(2) 介護納付金分の保険料（税）について	2
(3) 第2号被保険者の属する世帯賦課額（基本形）	5
(4) 賦課限度額について	5
(5) 退職被保険者等の保険料（税）について	6
(6) 保険料（税）の減額について	6
(7) 納入（税）通知書について	7
(8) 年度途中での被保険者の種別変更について	7
(9) 保険料（税）収納額の管理について	8
3. 第2号被保険者について		
(1) 第2号被保険者の要件	11
(2) 第2号被保険者の資格取得及び種別変更時期	12
(3) 第2号被保険者数等の報告	12
4. 滞納者対策について		
(1) 被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付について	13
(2) 保険給付の支払の一時差止について	14
(3) 保険給付費からの滞納保険料（税）額の控除について	14
(4) 滞納者情報の管理について	15
5. 住所地特例について		16
6. 国庫負担金等について		17
7. その他		
(1) 会計科目の設定について	18
(2) 剰余金の取扱いについて	20
(参考1) 概算介護納付金額	21
(参考2) 介護保険導入後の国民健康保険料の賦課基準（概要）	23
(参考3) 被保険者資格証明書の交付について	24
(参考4) 保険給付の支払の一時差止について	28
(参考5) 住所地特例の事務の流れ	30

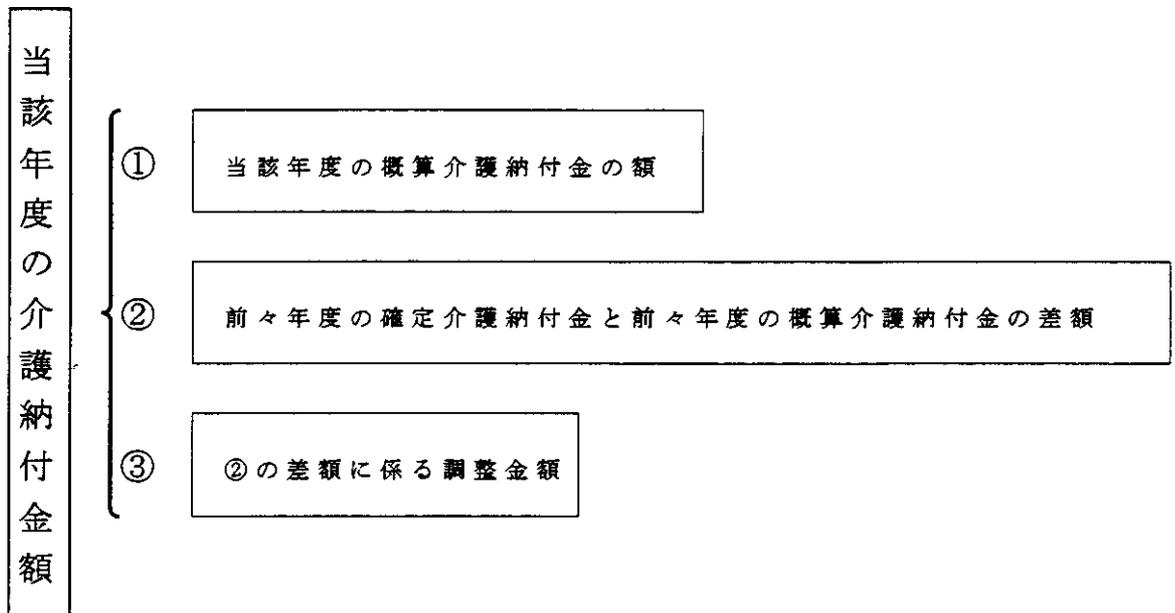
〔 この資料は、関係者のシステム開発等の準備に資するため、現段階で考えられる事項について整理したものであり、今後、検討に伴い変更があり得る。 〕

1. 介護納付金について

(1) 介護納付金の納付額

- 各医療保険者が納付すべき介護納付金の納付額は、全国一律の第2号被保険者一人当たり負担額に、各医療保険者に属する第2号被保険者数を乗じて算定する（各医療保険者に属する被保険者について、現に介護に要した費用に基づいて算定されるものではない。）。

- 具体的には、次の①+②+③の合算額となる（参考1）。



(2) 介護納付金の納期

- 介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金から年度当初に年額が賦課され（介護給付等における3月サービス提供分～2月サービス提供分に対応）、その額について各医療保険者は5月から4月までの年12回の納期に分割して納付することとなり、その納期日は納付月の5日と予定されている。
- ただし、平成12年度の概算介護納付金の納付については、3月サービス提供分に対応する納付額がないため、第1回目の納付月が平成12年6月となり、平成13年4月までの11回納付となる。

2. 国保料（税）の算定について

介護保険制度施行後において、世帯主に対する国保料（税）の賦課額は、

- ・ 国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した医療給付費分の賦課額
- ・ 当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち第2号被保険者につき算定した介護納付金分の賦課額の合算額となる（参考2）。

(1) 医療給付費分の保険料（税）について

- 従来どおり、医療給付費及び老健拠出金等から国庫負担金及び調整交付金等を控除した額を基準として算定した基礎賦課総額（予定収納率を考慮した額とする）について、四方式（又は三方式、二方式）により按分の上、各保険者における一般被保険者に係る総所得金額等や一般被保険者数、一般被保険者の総世帯数に基づき、所得割率、資産割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ算定する。

(2) 介護納付金分の保険料（税）について

- 介護納付金から国庫負担金及び調整交付金等を控除した額を基準として算定した介護納付金賦課総額（予定収納率を考慮した額とする）について、(1)と同様に、四方式（又は三方式、二方式）により按分の上、各保険者における第2号被保険者に係る総所得金額等や被保険者数、世帯数に基づき、介護納付金分の所得割率、資産割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ算定する。

① 介護納付金賦課総額の算定

- 介護納付金賦課総額の算定は、具体的には、次のイに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定することになる。

イ

・ 介護納付金の納付に要する費用の額

ロ 次に掲げる額の合算額

- ・ 療養給付費等負担金
- ・ 調整交付金
- ・ 予算補助
- ・ 都道府県及び市町村の補助金及び貸付金
- ・ その他国保事業に要する収入 ※2

} ※1

※1 介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。

※2 介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務に要する費用を除く。）に係るものに限る。

② 介護納付金賦課総額の按分

- ①により算定された介護納付金賦課総額を、それぞれ以下の方式のいずれかにより按分し、介護納付金分所得割総額、介護納付金分資産割総額、介護納付金分被保険者均等割総額及び介護納付金分世帯別平等割総額を算定する（賦課割合は医療給付費分と同様、標準割合である。）。

四方式	所得割総額	40 / 100
	資産割総額	10 / 100
	被保険者均等割総額	35 / 100
	世帯別平等割総額	15 / 100
三方式	所得割総額	50 / 100
	被保険者均等割総額	35 / 100
	世帯別平等割総額	15 / 100
二方式	所得割総額	50 / 100
	被保険者均等割総額	50 / 100

- 介護納付金賦課総額を按分するにあたり、その賦課方式（四、三又は二方式）及び賦課割合については、医療給付費分賦課総額を按分する際に使用した方式等と異なるものとすることも可能である。

③ 所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定について

＜所得割額の算定＞

- ②により算定された所得割総額を介護保険第2号被保険者に係る「基礎控除後の総所得金額等」（以下「旧ただし書所得」という。）で按分して算定する。

しかし、「旧ただし書所得」により所得割額を算定することが著しく困難であると認める市町村においては、

【国保税採用市町村の場合】

- ・ 「各種控除後の総所得金額等」
- ・ 「市町村民税所得割額」

【国保料採用市町村の場合】

- ・ 「各種控除後の総所得金額等」
- ・ 「市町村民税所得割額」
- ・ 「市町村民税額」
- ・ 「道府県民税額等」

にそれぞれ按分して算定することができる（医療給付費分の算定と同様）。

- ただし、医療給付費分保険料（税）所得割額の算定において、「旧ただし書所得」を採用している保険者は、介護納付金保険料（税）所得割額を算定するにあたって、「旧ただし書所得」により按分することになる。

＜資産割額の算定＞

- ②により算定された資産割総額を介護保険第2号被保険者に係る「固定資産税の額」又は「固定資産税の額のうち土地及び家屋に係る部分の額」に按分して算定する。

＜被保険者均等割額の算定＞

- ②により算定された被保険者均等割総額を当該保険者に属する介護保険第2号被保険者数に按分して算定する。

＜世帯別平等割額の算定＞

- ②により算定された世帯別平等割額を第2号被保険者の属する世帯の数に按分して算定する。

(3) 第2号被保険者の属する世帯賦課額（基本形）

- 以上のとおり、医療給付費分保険料（税）に係る料率等及び介護納付金分保険料（税）に係る料率等により、各世帯における国保料（税）額が算定されることになる。
- 以下、第2号被保険者の属する世帯における国保料（税）額算定の基本形を示す。

国保料（税）	
医療給付費分保険料（税）	介護納付金分保険料（税）
① 世帯に属する被保険者に係る総所得金額等 × 所得割率	⑤ 世帯に属する第2号被保険者に係る総所得金額等 × 所得割率
② 世帯における固定資産税額等 × 資産割率	⑥ 世帯に属する第2号被保険者に係る固定資産税額等 × 資産割率
③ 世帯に属する被保険者数 × 被保険者均等割額	⑦ 世帯に属する第2号被保険者数 × 被保険者均等割額
④ 世帯別平等割額（医療給付費分）	⑧ 世帯別平等割額（介護納付金分）
① + ② + ③ + ④ = A 医療給付費分保険料（税）額	⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ = B 介護納付金分保険料（税）額

- (注)1 端数計算については、Aの時点、Bの時点でそれぞれ行うこととし、端数計算後の額を合算（A+B）した額が当該世帯に賦課される国保料（税）額となる。
- (注)2 限度額は、医療給付費分保険料（税）、介護納付金分保険料（税）それぞれについて別個に設定する（(4)参照）。

(4) 賦課限度額について

- 介護保険施行後において、医療給付費分保険料（税）限度額と介護納付金分保険料（税）限度額について、それぞれ別個に設定する。
- 具体的な賦課（課税）限度額の設定については、今後算定される介護給付費等を踏まえ、算出することとしている（本年末頃を予定）。

(5) 退職被保険者等の保険料（税）について

- 退職被保険者等の保険料（税）のうち、医療給付費分の保険料（税）については従来どおり一般被保険者の保険料（税）率等を用いる。
- 介護納付金分の保険料（税）については一般、退職の区別なく第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）率が算定されることになる。

(6) 保険料（税）の減額について

① 減額対象保険料（税）

- 介護納付金分の保険料（税）についても、一体となった国保料（税）の一部として徴収するため、現行の減額世帯に該当する世帯については、以下に掲げる医療給付費分及び介護納付金分の保険料（税）のそれぞれの応益割額について、減額の対象となる。
 - ・ 医療給付費分保険料（税）の被保険者均等割額、世帯別平等割額
 - ・ 介護納付金分保険料（税）の被保険者均等割額、世帯別平等割額

② 減額割合

- 現行制度においては、各保険者が採用している応能・応益の按分割合に応じて保険料（税）の減額割合を設定しているところである。

介護保険制度施行後、医療給付費分保険料（税）の応益割合と介護納付金分保険料（税）の応益割合を異なるものとする保険者もあると考えられるが、医療給付費分保険料（税）についての応益割合により減額割合を設定することとする。

(応益割合に応じた減額割合)

応益割合	35%未満	35%以上 45%未満	45%以上 55%未満	55%以上
減額割合	5割、3割 (※)	6割、4割	7割、5割 2割	6割、4割

(※) 保険者は当分の間、6割、4割減額とすることができる。

③ 減額対象世帯

- 保険料（税）減額の判定対象となる所得については、従来と同様、当該世帯の所得に基づき判定することとなる。
 - ・ 世帯に属する第2号被保険者に係る所得のみに着目して、介護納付金分保険料（税）の応益割額について軽減するかどうかの判断を行うものではない。

④ 保険基盤安定制度等

- 一般被保険者に係る減額については、介護給付費分保険料（税）に係る減額も含め、現行と同様保険基盤安定制度により措置される。
- 退職被保険者等に係る減額についても現行と同様、療養給付費交付金により措置される。

(7) 納入（税）通知書について

- 介護納付金分保険料（税）についても一体となった国保料（税）の一部として徴収するため、納入（税）通知書においては、地方自治法・地方税法上は、合計額として一体となった国保料（税）の額を記載すればよいことになる。
- しかしながら、国保料（税）の算定の透明化を図り、被保険者の理解を高めるため、国保料（税）の内訳として、医療給付費分保険料（税）と介護納付金分保険料（税）のそれぞれの額を納入（税）通知書に記載することが適当である。

(8) 年度途中での被保険者の種別変更について

- 年度途中で65歳到達が見込まれる第2号被保険者に係る介護納付金分の国保料（税）については、65歳到達月の前月までの分を月割して算定し、年度当初より月割額による賦課を行う。
 - ・ これにより算定された国保料（税）額（医療給付費分保険料（税）額と月割算定後の介護納付金分保険料（税）額の合算額）を条例で定めた納期に分割して徴収する。
 - ・ ただし、当該者に係る介護納付金分保険料（税）については、種別変更月の前月分までの保険料（税）が賦課されている。

ること及び第1号被保険者に種別変更後も保険料（税）を納付することがあることについて、被保険者に対して十分周知し、理解が得られるよう対策を講じる必要がある。

- 40歳到達により新規に第2号被保険者となるものに係る介護納付金分の保険料（税）については、第2号被保険者の資格を有するに至った月から月割して算定した額を賦課、徴収する。すなわち、年度途中で65歳到達が見込まれる者とは異なり、被保険者の40歳到達を待たずして保険料（税）を課してはならない（納入（税）通知についても、納付義務が発生した時点以降に行うことになる（現行、年度途中で被保険者資格取得した場合における取扱いと同様）。）。
- 医療保険の変更等により新たに国保に加入する第2号被保険者についても従来と同様に加入月以降月割して算定した額を賦課、徴収する。

(9) 保険料（税）収納額の管理について

① 未納保険料（税）の取扱い

- 第2号被保険者が属する世帯については、医療給付費分保険料（税）と介護納付金分保険料（税）との合算額が、国保料（税）として一体的に徴収されることとなる。
- したがって、世帯主から国保料（税）納付に際して、介護納付金分保険料（税）のみを納付する、あるいは医療給付費分保険料（税）のみを納付するという意思表示があったとしても、医療給付費分保険料（税）のみ、あるいは介護納付金分保険料（税）のみに未納が発生するものではなく、国保料（税）全体の中の一部に未納が発生したものとして取り扱うことになる。

② 延滞金、還付加算金の取扱い

- 未収及び還付については、国保料（税）一体として発生することになるため、介護納付金分保険料（税）のみに対する未納・過誤納という状態は発生しない。
- また、介護納付金分保険料（税）及び医療給付費分保険料（税）が一体的に徴収された国保料（税）について過誤納金が発生した場合においても、医療給付費分保険料（税）のみの国保料（税）（平成11年度以前分等）に充当することができるものである。

- したがって、延滞金及び還付加算金についても、医療給付費分及び介護納付金分保険料（税）に対して別々に発生するものではなく、国保料（税）の未納等に対し一体的に生じるものであるが、従来と同様一般被保険者分と退職被保険者等分に区分する必要はあり、その按分過程において区分することになる。

この方法は、以下③に示す国保料（税）における一般被保険者分と退職被保険者等分に区分する方法に準じて行うこととする。

③ 一般被保険者と退職被保険者等の区分

- 国保料（税）の収納額（調定額）の管理については、これまでどおり一般被保険者に係る収納額（調定額）と退職被保険者等に係る収納額（調定額）に区別して管理する必要がある。

- ・ 普通調整交付金、保険基盤安定負担金、療養給付費交付金等の交付にあたり、一般被保険者に係る国保料（税）と退職被保険者等に係る国保料（税）に区別することが必要となるためである。

- 第2号被保険者の属さない世帯については、従来どおり一般被保険者に係る保険料（税）と退職被保険者等に係る保険料（税）を振り分けることになる。

- 一方、第2号被保険者の属する世帯については、医療給付費分保険料（税）と介護納付金分保険料（税）が存在するため、医療給付費分保険料（税）を従来と同様の方法により一般被保険者に係る保険料（税）と退職被保険者等に係る保険料（税）に振り分けるとともに、介護納付金分保険料（税）についても、同様の方法により按分する。

- ・ 収納額の按分にあたり医療給付費分保険料（税）と介護納付金分保険料（税）とに按分するにあたっては、調定額の比により按分することとする。

具体的には以下のとおり。

- イ 介護納付金分保険料（税）調定額を全調定額で除した数値に収納額を乗じることにより、介護納付金分保険料（税）収納額を求める（この際1円未満の端数について

は四捨五入することとする。)。

ロ 全体の収納額から上記により算定された介護納付金分保険料(税)収納額を控除することにより、医療給付費分収納額を算定する。

○ 介護納付金分保険料(税)について、一般被保険者と退職被保険者等に按分するに際しての世帯別平等割額の取扱いについては、医療給付費分保険料(税)と同様、一般被保険者に係る保険料(税)として取り扱うことになる。

④ 予定収納率

○ 介護納付金分賦課総額の算定にあたっては、予定収納率を勘案して算定することとなることから、収納率については、第2号被保険者の属する世帯の収納率を区分して把握することが必要となる。

3. 第2号被保険者について

(1) 第2号被保険者の要件

- 第2号被保険者とは、「市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」をいう（介護保険法第9条第2号）。

<外国人の適用>

- 介護保険法上における「住所を有する」に係る外国人の取扱いについては、外国人登録法第2条第1項に規定する者であつて、同法に基づく登録を行つており、かつ以下のいずれかを満たす者であることをいい、市町村国民健康保険における取扱いと同様である。
 - ① 入国時において出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年以上であること
 - ② 入管法第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年未満であっても、外国人登録法に基づく登録を行つており、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態を勘案し、1年以上我が国に滞在すると認められる者であること

<適用除外>

- 上記のような条件を満たしている者であっても、以下の施設に入所又は入院している者については、当分の間、介護保険の被保険者としなない特例が設けられているため、第2号被保険者とはならない（介護保険法施行法第11条、介護保険法施行規則第170条）。
 - ① 身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設
 - ② 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
 - ③ 児童福祉法第27条第2項の厚生大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
 - ④ 心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設
 - ⑤ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
 - ⑥ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
- この適用除外施設に入所等している者の把握については、当該施設に入所等している者が属する世帯の世帯主又は組合員からの届け出により把握することとする（省令事項）。

(2) 第2号被保険者の資格取得及び種別変更時期

- 第2号被保険者の資格取得日である「40歳に達したとき」とは、誕生日の前日である（年齢計算ニ関スル法律及び民法）。
 - ・ したがって、1日が誕生日の場合、前月末日が資格取得日となることから、あらかじめ被保険者に十分周知する必要がある。

- 同様に、第1号被保険者に種別変更する「65歳以上の者」となるときは、誕生日の前日である。従って、65歳の誕生日の前日で第2号被保険者から第1号被保険者に種別変更することになる。

- 2月29日が誕生日の場合は、「40歳に達したとき」となる年が閏年であるか否かにかかわらず、2月28日が「40歳に達したとき」となる。（「65歳以上の者」となるときも同様）

(3) 第2号被保険者数等の報告

- 各医療保険者は、各月末日における、
 - ・ 第2号被保険者数
 - ・ 40歳以上65歳未満の医療保険加入者数について、翌年度の6月末日までに、社会保険診療報酬支払基金に文書により報告しなければならない（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第14条）。

- したがって、平成12年4月以降、各医療保険者は、各月末日における第2号被保険者数等について、把握しなければならない。

4. 滞納者対策について

(1) 被保険者証の返還及び被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付について

- 資格証明書の交付の前提となる被保険者証の返還については、現行では、災害その他の特別な事情がないのに保険料（税）を滞納している世帯主又は組合員から被保険者証の返還を求めることが「できる」と規定されており、保険者の裁量により運用が図られてきたところである（国保法第9条第3項）。
- 介護保険制度施行後は、保険料（税）の納期限から厚生省令で定める期間（1年間を予定）が経過するまでの間に保険料（税）を納付しない場合においては、保険料（税）の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、義務的に被保険者証の返還及び資格証明書の交付を行うものとする（介護保険法施行法において改正された国保法（以下「改正国保法」という。）第9条第3項、省令事項）。
 - ・ 被保険者証の返還及び資格証明書の交付は、納期限から厚生省令で定める期間（1年間を予定）が経過するまでの間において、当該納期に係る国保料（税）を納付しない場合に講じられるものであり、その都度個別的に措置を講じるものである。年1回の被保険者証更新の時期に併せて一体的に措置を行うものではない。
- なお、厚生省令で定める期間（1年間を予定）が経過しない場合においても、被保険者証の返還及び資格証明書の交付を行うことができる（改正国保法第9条第4項）。
- また、被保険者証の返還及び資格証明書の交付並びに保険給付の支払の一時差止措置の義務化については、平成12年4月1日以後の納期限に係る保険料（税）の滞納から適用する。
- 具体的な手順については、参考3のとおり。

(2) 保険給付の支払の一時差止について

- (1)と同様に、従来の「できる」規定による運用を、介護保険制度施行後は、保険料（税）の納期限から厚生省令で定める期間（1年6月間を予定）が経過するまでの間に保険料（税）を納付しない場合においては、保険料（税）の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、義務的に保険給付の全部又は一部の支払を差し止める（改正国保法第63条の2第1項）。
- なお、厚生省令で定める期間（1年6月間を予定）が経過しない場合においても、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることができる（改正国保法第63条の2第2項）。
- 具体的な手順については参考4のとおり。

(3) 保険給付費からの滞納保険料（税）額の控除について

- 資格証明書を交付されている世帯主又は組合員であつて、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている者が、なお滞納している保険料（税）を納付しない場合には、あらかじめ、世帯主又は組合員に通知して、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料（税）額を控除することができる（改正国保法第63条の2第3項）。
- 当該措置は、資格証明書の交付がなされずに、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている場合（例えば、老人保健法の規定による医療等を受けることができる被保険者が世帯主でありかつ唯一の世帯構成員である場合）、保険給付からの控除を行うことはできない。

(4) 滞納者情報の管理について

- 第2号被保険者で要介護被保険者等である世帯主が、国保料（税）を納期限までに納付しない場合においては、保険料（税）の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、介護の保険給付の全部又は一部の支払の差止の措置を講じることができることとされている（介護保険法第68条第1項）。
- 介護保険の保険者である市町村は、上記の措置を講ずるに当たり、医療保険者に対し、情報の提供を求めることができるとされており（介護保険法第68条第5項）、世帯主が第2号被保険者である世帯の保険料（税）納付状況について、これに対応することが出来るようにしておく必要がある。

5. 住所地特例について

- 国保法では、市町村が行う国民健康保険の被保険者であって、児童福祉施設等に入所又は入院している被保険者については、住所地主義の原則の特例として、施設入所前の住所地の保険者の被保険者として適用することとしている。
- この特例の対象に介護保険施設への入所を加えるとともに、介護保険法においても住所地特例の規定の整備が図られることに伴い、以下のとおり見直しを行ったところである。
 - ① 2以上の介護保険施設等すべてに順次住所を移し入所等を行う者が、継続して施設所在地に住所を移している間における保険者に変更はない（改正国保法第116条の2第2項）（具体的な事務の流れについては参考5）。
 - ② 住所地特例の適用を受ける被保険者が入所等をしている介護保険施設等は、当該介護保険施設等の所在する市町村及び当該被保険者に対し国民健康保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない（改正国保法第116条の2第3項）。
これにより、措置行為でない介護保険施設への入所等に関する情報をはじめとする施設からの情報を得ることにより、住所地特例の適正な運用が図られることとしている。
- なお、この住所地特例の改正については、平成12年4月1日より適用されることになるが、従来の住所地特例の適用を受け、引き続き当該施設に入所する間又は当該病院に入院する間は、改正前の国保法第116条の2の規定が適用されることになる（介護保険法施行法第40条）。

6. 国庫負担金等について

介護保険制度施行後における国庫負担金等の主な変更点は以下のとおり。具体的な算定方法、申請方法等については現在検討しているところであり、決定し次第お知らせする。

- 療養給付費等負担金（療養給付費補助金）の対象に介護納付金の納付に要する費用が加わり、調整交付金の対象についても、同様に介護納付金の納付に要する費用が加わることになる。
- 現在市町村において一般財源化されている事務費のうち、介護納付金の納付に関する事務については、事務費負担金が交付される。
- 介護納付金分保険料（税）に係る応益割保険料（税）についても、医療給付費分保険料（税）と同様に保険料（税）減額対象となり、一般被保険者に係る減額した額の総額については、保険基盤安定制度負担金の対象となる。
- 退職被保険者等に係る保険料減額については、従来と同様療養給付費交付金の対象となる。